

新型コロナウイルス感染症に伴う
熊本県中小企業者向け支援策
ガイドブック ver.03

令和2年4月10日

熊本県

※作成日時点で把握している支援措置を掲載しています。

新型コロナウイルス感染症関係 中小企業支援制度一覧

	<p>補助（国）（生産性革命推進事業）</p> <p>①小規模事業者持続化補助金</p> <p>②ものづくり・商業・サービス補助金</p> <p>③IT導入補助金</p> <p><u>※新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に伴う拡充（①～③の拡充）</u></p>	<p>①商工会、商工会議所、熊本県商工会連合会</p> <p>②ものづくり補助金事務局サポートセンター</p> <p>③サービス等生産性向上IT導入支援事業コールセンター</p>	<p>23</p> <p>24</p> <p>25</p> <p>26</p>
雇用・生活支援関係	<p>○新型コロナウイルス感染症対応雇用関係比較表</p> <p>助成金（国）</p> <p>①雇用調整助成金の特例措置</p> <p>②小学校休業等対応助成金</p> <p><u>【参考】アドバイザー派遣のご案内</u></p> <p>③働き方改革推進支援助成金</p> <p><u>【参考】一時的な資金の緊急貸付に関するご案内</u></p>	<p>①熊本労働局職業対策課分室</p> <p>②熊本労働局</p> <p>③テレワーク相談センター、熊本労働局雇用環境・均等室</p> <p><u>【参考】各市町村社会福祉協議会</u></p>	<p>27</p> <p>28</p> <p>29</p> <p>30～31</p> <p>32</p> <p>33～36</p>
下請関係	<p>助言等（国）</p> <p>①下請かけこみ寺「特別相談窓口」</p>	<p>①中小企業庁</p>	<p>37</p>
税関係	<p>相談支援（国・県・市町村）</p> <p>①国税に関するお問い合わせ ・納税猶予について</p> <p>②県税に関するお問い合わせ ・納税猶予について</p> <p>③市町村税に関するお問い合わせ ・納税猶予について</p> <p><u>○徴収猶予の「特例制度」</u></p>	<p>①各税務署等</p> <p>②熊本県（各広域本部税務等）</p> <p>③各市町村</p>	<p>38～40</p> <p>41～42</p> <p>43～44</p> <p>45</p>
参考	<p>新型コロナウイルス感染症疑い患者対応フロー（熊本県資料）</p> <p>新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために（厚生労働省資料）</p>		<p>46</p> <p>47～49</p>

※今回追加した部分は下線部のとおりです

※新型コロナウイルス感染症緊急経済対策分については、今月末に予定されている補正予算の成立、関連法の改正等が前提です。

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策について

令和2年4月7日閣議決定された「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」の概要についてはP2、P3のとおりです。詳細は判明次第、随時、本ガイドブックに掲載する予定です。主な内容については以下のとおりです。

1 雇用維持と事業継続

- ①雇用調整助成金の給付率を最大9割に引き上げ
(詳細はP28のとおり)
- ②収入減の世帯に、1世帯あたり30万円給付
- ③収入減の中小企業に最大200万円、個人事業主に最大100万円給付
- ④日本政策金融公庫、民間金融機関の実質無利子・無担保の融資
- ⑤固定資産税と都市計計画税を減免、納税猶予の特例
(詳細はP45のとおり)

※相談窓口 (③~④)

- ・中小企業 金融・給付金相談窓口
- ・受付時間：平日・休日ともに、9時00分~17時00分
- ・直通番号：03-3501-1544

2 強靱な経済構造の構築

- ①生産設備の国内回帰への移転費用を補助
- ②中小企業のテレワークの導入支援を拡充
(詳細はP32のとおり)

※各省庁のホームページもご覧ください

〈内閣府 HP QRコード〉
(経済対策全文)

〈厚生労働省 HP QRコード〉
(厚生労働省関係対策)

〈経済産業省 HP QRコード〉
(経済産業省関係対策)



令和2年度補正予算（第1号）の概要

1. 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策関係経費

167,058億円

(1) 感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発

18,097億円

- ・ 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（仮称）〔1,490億円〕
（PCR検査機器整備、病床・軽症者等受入れ施設の確保、人工呼吸器等の医療設備整備、応援医師の派遣への支援等）
- ・ 医療機関等へのマスク等の優先配布〔953億円〕、人工呼吸器・マスク等の生産支援〔117億円〕
- ・ 幼稚園、小学校、介護施設等におけるマスク配布など感染拡大防止策〔792億円〕、全世帯への布製マスクの配布〔233億円〕
- ・ アビガンの確保〔139億円〕、産学官連携による治療薬等の研究開発〔200億円〕、国内におけるワクチン開発の支援〔100億円〕、国際的なワクチンの研究開発等〔216億円〕
- ・ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（仮称）〔10,000億円〕

(2) 雇用の維持と事業の継続

106,308億円

- ・ 雇用調整助成金の特例措置の拡大〔690億円〕

※ 上記は一般会計で措置した週労働時間20時間未満の雇用に係るものであり、20時間以上の雇用にについては、労働保険特別会計で7,640億円を措置している。

- ・ 中小・小規模事業者等の資金繰り対策〔38,324億円〕
- ・ 中小・小規模事業者等に対する新たな給付金〔23,176億円〕
- ・ 生活に困っている世帯に対する新たな給付金〔40,206億円〕
- ・ 子育て世帯への臨時特別給付金〔1,654億円〕

(3) 次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復 18,482億円

- ・ “Go To”キャンペーン事業（仮称）〔16,794億円〕
- ・ 「新型コロナウイルス成長基盤強化ファンド（仮称）」の創設〔1,000億円〕

(4) 強靱な経済構造の構築 9,172億円

- ・ サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金〔2,200億円〕
- ・ 海外サプライチェーン多元化等支援事業〔235億円〕
- ・ 農林水産物・食品の輸出力・国内供給力の強化〔1,984億円〕
- ・ GIGAスクール構想の加速による学びの保障〔2,292億円〕
- ・ 公共投資の早期執行等のためのデジタルインフラの推進〔178億円〕
- ・ 中小企業デジタル化応援隊事業〔100億円〕

(5) 今後への備え 15,000億円

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策予備費〔15,000億円〕

2. 国債整理基金特別会計へ繰入 999億円

補正予算の追加歳出計 168,057億円

相談支援

相談窓口の設置

以下の相談窓口において、新型コロナウイルス感染症の影響により経営に影響を受ける中小企業からの相談にきめ細やかに対応(令和2年1月29日(水)～)

経営関係(商工会)

<新型コロナウイルス経営相談ホットライン>

受付時間:平日9時～17時

機関名	電話番号
県央地区(熊本市・宇城・上益城)	096-372-2500
県北地区(玉名・城北・阿蘇)	080-8590-0756
県南地区(八代・球磨)	080-8590-0758
天草地区(天草)	080-8590-0759

機関名	電話番号	機関名	電話番号
熊本市託麻商工会	096-380-0014	高森町商工会	0967-62-0274
熊本市北部商工会	096-245-0127	南阿蘇村商工会	0967-62-9435
熊本市河内商工会	096-276-0342	西原村商工会	096-279-2295
熊本市飽田商工会	096-227-0852	御船町商工会	096-282-0322
熊本市天明商工会	096-223-2022	嘉島町商工会	096-237-0734
熊本市富合商工会	096-358-2521	益城町商工会	096-286-2551
熊本市城南商工会	0964-28-2317	甲佐町商工会	096-234-0272
熊本市植木町商工会	096-272-0236	山都町商工会	0967-72-0186
宇土市商工会	0964-22-5555	八代市商工会	0965-52-8111
宇城市商工会	0964-42-8111	氷川町商工会	0965-62-2021
美里町商工会	0964-47-0336	芦北町商工会	0966-82-2548
玉名市商工会	0968-57-0323	津奈木町商工会	0966-78-3580
玉東町商工会	0968-85-2174	錦町商工会	0966-38-0009
南関町商工会	0968-53-0120	あさぎり町商工会	0966-45-0969
長洲町商工会	0968-78-0410	多良木町商工会	0966-42-2525
和水町商工会	0968-86-2127	湯前町商工会	0966-43-3333
山鹿市商工会	0968-46-2141	水上村商工会	0966-44-0073
菊池市商工会	0968-25-1131	相良村商工会	0966-35-0504
合志市商工会	096-242-0733	五木村商工会	0966-37-2321
大津町商工会	096-293-3421	山江村商工会	0966-24-9326
菊陽町商工会	096-232-2757	球磨村商工会	0966-25-6660
阿蘇市商工会	0967-32-0200	上天草市商工会	0969-56-0244
南小国町商工会	0967-42-0142	天草市商工会	0969-23-2020
小国町商工会	0967-46-3621	苓北町商工会	0969-37-1244
産山村商工会	0967-25-2811		

熊本県商工会連合会	096-325-5161
-----------	--------------

経営関係(商工会議所)

機関名	電話番号	機関名	電話番号
熊本商工会議所	096-354-6688	水俣商工会議所	0966-63-2128
コロナ経営相談	096-324-0033	玉名商工会議所	0968-72-3106
八代商工会議所	0965-32-6191	本渡商工会議所	0969-23-2001
人吉商工会議所	0966-22-3101	山鹿商工会議所	0968-43-4111
荒尾商工会議所	0968-62-1211	牛深商工会議所	0969-73-3141

○ 経営関係(中小企業団体中央会)

機関名	電話番号
熊本県中小企業団体中央会	096-325-3255

○ 経営関係(よろず支援拠点)

機関名	電話番号
公益財団法人くまもと産業支援財団 中小企業支援センター よろず支援拠点推進室	096-286-3355

○ 金融関係

機関名	電話番号	機関名	電話番号
日本政策金融公庫 熊本支店(国民生活)	096-353-6121	日本政策金融公庫 熊本支店(中小企業)	096-352-9155
日本政策金融公庫 八代支店	0965-32-5195	商工組合中央金庫 熊本支店	096-352-6184
熊本県信用保証協会	096-375-2000		

○ 労働関係

機関名	電話番号
熊本労働局雇用環境・均等室【総合労働相談センター】	096-352-3865
熊本労働局管内各ハローワーク	
熊本県しごと相談・支援センター(くまジョブ)	(キャリアカウンセリング) 096-352-0895 (生活相談) 096-351-0500 (労働相談) 096-352-3613

○ 国関係機関

機関名	電話番号
九州経済産業局 産業部 中小企業課	092-482-5447

令和2年4月1日

新型コロナウイルス感染症に関する経営相談窓口の設置について

当協会では、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた中小企業の皆さまのご相談に応じるため、下記の通り経営相談窓口を設置しております。

3月に引き続き4月の土日・祝日もご相談をお受けいたしますので、お気軽にご相談ください！

◆相談窓口名

「新型コロナウイルス感染症に関する経営相談窓口」

◆受付時間

平日：9：00～17：15

4月の土日・祝日：9：00～17：00（電話対応のみ）

◆場所

場所	住所	電話番号
本所	熊本市中央区南熊本4丁目1-1	096-375-2000
八代支所	八代市若草町10-6	0965-33-2579
天草支所	天草市今釜新町3561	0969-23-2015

**当協会ホームページトップ画面のお問い合わせフォーマットより、
メールでも受付けておりますので、まずはお気軽にご相談ください！**

2020年4月2日
株式会社日本政策金融公庫

**新型コロナウイルスに関する4月の休日電話相談の実施及び、
東京・名古屋・大阪支店など全国各地の14支店の
4月4日（土）、5日（日）、11日（土）、12日（日）の営業について**

日本政策金融公庫（略称：日本公庫）は、新型コロナウイルス感染症の発生により影響を受けた中小企業・小規模事業者や農林漁業者等の皆さまに対応するため、2月29日より実施している「休日電話相談」について引き続き4月も実施いたします。

また、特にお申込の多い東京、名古屋、大阪支店等の全国各地の14支店で、4月4日（土）、5日（日）、11日（土）、12日（日）について9時から15時の間、融資・返済のご相談、お申込の受付を実施します。ご相談等をご希望の方は、円滑に相談できるよう、あらかじめのご予約をお願いします。

< 4月の休日電話相談の概要 >

休日電話相談専用ダイヤル

- ・ 個人企業・小規模事業者の方 0120-112476（国民生活事業）
- ・ 中小企業の方 0120-327790（中小企業事業）
- ・ 農林漁業者等の方 0120-926478（農林水産事業）

受付時間 9:00～17:00

< 4月4日、5日、11日、12日支店営業の概要 >

実施日	4月4日（土）、5日（日）、11日（土）、12日（日）
受付時間	9:00～15:00 ※
実施支店 (14支店)	◎札幌 ◎仙台 ◎東京 ○新宿 ○大森 ◎横浜 ◎名古屋 ○熱田 ◎大阪 ○東大阪 ○堺 ◎広島 ◎高松 ◎福岡 ◎は国民生活事業、中小企業事業、農林水産事業で実施 ○は国民生活事業、中小企業事業で実施
実施業務	融資や返済に関するご相談・お申込の受付

※ご予約方法など詳細につきましては、日本公庫ホームページ（[こちら](#)）をご覧ください。

「新型コロナウイルス感染症に関する九州財務局金融相談ダイヤル」の設置について

九州財務局では、この度の新型コロナウイルス感染症に関し、金融機関の窓口のお問合せや、金融機関とのお取引に係るご相談を受け付けるため、専用の金融相談ダイヤルを設置しております。どうぞお気軽にご相談ください。

受付時間：平日9時00分～16時00分

【受付電話番号】

096-353-6352(九州財務局)
 097-500-9031(大分財務事務所)
 0985-44-2735(宮崎財務事務所)
 099-226-6155(鹿児島財務事務所)

※金融庁でもご相談を受け付けています。

「新型コロナウイルスに関する金融庁相談ダイヤル」

- ・受付時間：平日10時00分～17時00分
- ・受付電話番号：0120-156811(フリーダイヤル)

※IP電話からは03-5251-6813におかけください。

詳しくは <https://www.fsa.go.jp/news/r1/20200228/soudan.html>



新型コロナウイルス感染症対応 中小企業向け資金 比較表

		熊 本 県		熊本県信用保証協会		日本政策金融公庫	
		金融円滑化特別資金(新型コロナウイルス感染症対策分)				緊急時短期資金 (つなぎ資金)	緊急時条件変更 (元本の据置)
資金名	県独自分	国 セーフティネット保証4号	国 危機関連保証	緊急時短期資金 (つなぎ資金)	緊急時条件変更 (元本の据置)	新型コロナウイルス感染症 特別貸付	
利用要件	<ul style="list-style-type: none"> ・直近1カ月の売上が前年同月比で減少 又は ・今後2カ月の売上見込が前年同期比で減少 	<ul style="list-style-type: none"> ・直近1カ月の売上が前年同月比で減少 (▲20%以上) かつ ・今後2カ月の売上見込が前年同期比で減少 (▲20%以上) 	<ul style="list-style-type: none"> ・直近1カ月の売上が前年同月比で減少 (▲15%以上) かつ ・今後2カ月の売上見込が前年同期比で減少 (▲15%以上) 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスにより事業に影響を受けた中小企業者 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスにより事業に影響を受けた中小企業者 ※協会保証付の融資を返済中の者 	<ul style="list-style-type: none"> ・最近1カ月の売上高が、前年又は前々年同期比で減少 (▲5%以上) 等 かつ ・中長期的に業況が回復し発展することが見込まれる者 	
融資限度額	8,000万円	8,000万円	8,000万円	月商の1カ月以内	—	<ul style="list-style-type: none"> ・国民生活事業 6,000万円(別枠) ・中小企業事業 3億円(別枠) ※通常の融資限度額は資金ごとに異なる 	
融資期間	10年以内			6カ月以内	—	設備20年以内 運転15年以内	
うち据置期間	1年以内		2年以内	—	6カ月以内	設備5年以内 運転5年以内	
上限利率 (償還期間による)	年2.30%以内	年2.00%以内	年2.00%以内	各金融機関所定利率	—	基準利率▲0.9%(当初3年間) ※基準利率は公庫所定 【特別利子補給制度(R2.3.17時点予定)】 事業者の規模に応じ、政府の指定する実施機関による当初3年間の利子補給を実施予定 (詳細は検討中だが、本貸付制度利用者全てが対象となるものではない。また限度額あり)	
保証料率	県が全額補助			0.45%~2.20% ※担保提供ありの場合等は▲0.1%	—	—	
借換え	※熊本地震に関する県の制度融資(SN4号、激甚、小規模おうえん地震)及び市町村の特別融資分			—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・国民生活事業 公庫資金分の借換えは個別相談 ・中小企業事業 不可 	
参照ページ	P10へ	P11へ	P12~P13へ	P18へ	P19へ	P20~P21へ	

融資(県)

(1) 金融円滑化特別資金(新型コロナウイルス感染症対策分)

制度概要	新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少等で資金繰りを改善したい県内の中小企業者の方を対象にした融資制度										
支援対象者	直近1カ月の売上が前年同月比で減少 又は 今後2カ月の売上見込が前年同期比で減少している者										
融資利率	<table border="1"> <thead> <tr> <th>融資期間</th> <th>利 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3年以内</td> <td>固定 年1.70%以内</td> </tr> <tr> <td>5年以内</td> <td>固定 年1.90%以内</td> </tr> <tr> <td>7年以内</td> <td>固定 年2.00%以内</td> </tr> <tr> <td>7年超</td> <td>固定 年2.30%以内</td> </tr> </tbody> </table>	融資期間	利 率	3年以内	固定 年1.70%以内	5年以内	固定 年1.90%以内	7年以内	固定 年2.00%以内	7年超	固定 年2.30%以内
融資期間	利 率										
3年以内	固定 年1.70%以内										
5年以内	固定 年1.90%以内										
7年以内	固定 年2.00%以内										
7年超	固定 年2.30%以内										
支援対象経費等	運転資金										
補助率	補助後保証料率: 0% 県が信用保証料を全額補助する										
限度額等	1企業 8,000万円 1組合 1億円										
借換え	<p><u>次の資金については、借換えができる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 金融円滑化特別資金のうち、(6)のセーフティネット第4号認定者(平成28年熊本地震分)及び(7)~(10)の者を対象とする資金 <ul style="list-style-type: none"> (7)平成28年熊本地震による被害の影響を受けた中小企業者で、市町村長の発行する罹災証明書を有している者 (8)中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業(グループ補助金)の交付決定を受け、補助対象として認められた施設、設備の復旧を行う者 (9)商店街等施設等災害復旧補助金の交付決定を受け、補助対象として認められた施設・設備の復旧を行う者 (10)中小企業組合共同施設等災害復旧補助金の交付決定を受け、補助対象として認められた施設、設備の復旧を行う者 小規模事業者おうえん資金のうち、平成28年熊本地震による被害の影響を受けた者を対象とする資金 平成28年熊本地震の発生に起因して、県内の市町村が新たに創設した熊本地震被災者支援に係る資金(保証協会が債務の保証を行ったものに限る。) 金融円滑化特別資金のうち、(2)の(P16別表3-4)に該当する者又は(6)のセーフティネット第4号認定者(新型コロナウイルス感染症分)を対象とする資金(令和2年3月2日以降に貸し付けた分を含む。) 										
取扱期間	令和2年3月2日から運用開始										
事業主体 問い合わせ先	<ol style="list-style-type: none"> 商工会・商工会議所、中小企業団体中央会及び熊本県信用保証協会 (P4~5 相談窓口参照) 取扱金融機関 商工振興金融課 096-333-2314 										

セーフティネット保証4号関係は、次ページを参照

融資(県)

(2) 金融円滑化特別資金 (セーフティネット保証4号新型コロナウイルス感染症対策分)

制度概要	新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少等で資金繰りを改善したい県内の中小企業者の方を対象にした融資制度										
支援対象者	セーフティネット第4号の規定に基づく「特定中小企業者」として市町村長の認定を受けた者 市町村長から4号認定を受けるための要件 指定を受けた災害等の発生に起因して、その事業に係る当該災害等の影響を受けた後、原則として最近1か月間の売上高又は販売数量(建設業にあっては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。)が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。										
融資利率	<table border="1"> <thead> <tr> <th>融資期間</th> <th>利 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3年以内</td> <td>固定 年1.50%以内</td> </tr> <tr> <td>5年以内</td> <td>固定 年1.65%以内</td> </tr> <tr> <td>7年以内</td> <td>固定 年1.80%以内</td> </tr> <tr> <td>7年超</td> <td>固定 年2.00%以内</td> </tr> </tbody> </table>	融資期間	利 率	3年以内	固定 年1.50%以内	5年以内	固定 年1.65%以内	7年以内	固定 年1.80%以内	7年超	固定 年2.00%以内
融資期間	利 率										
3年以内	固定 年1.50%以内										
5年以内	固定 年1.65%以内										
7年以内	固定 年1.80%以内										
7年超	固定 年2.00%以内										
支援対象経費等	設備資金又は運転資金										
補助率	補助後保証料率: 0% 県が信用保証料を全額補助する										
限度額等	8,000万円 (1)金融円滑化特別資金(新型コロナウイルス感染症対策分)、(3)金融円滑化特別資金(危機関連保証新型コロナウイルス感染症対策分)と併せて最大2.4億円										
借換え	<p><u>次の資金については、借換えができる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 金融円滑化特別資金のうち、(6)のセーフティネット第4号認定者(平成28年熊本地震分)及び(7)~(10)の者を対象とする資金 <ul style="list-style-type: none"> (7)平成28年熊本地震による被害の影響を受けた中小企業者で、市町村長の発行する罹災証明書を有している者 (8)中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業(グループ補助金)の交付決定を受け、補助対象として認められた施設、設備の復旧を行う者 (9)商店街等施設等災害復旧補助金の交付決定を受け、補助対象として認められた施設・設備の復旧を行う者 (10)中小企業組合共同施設等災害復旧補助金の交付決定を受け、補助対象として認められた施設、設備の復旧を行う者 小規模事業者おうえん資金のうち、平成28年熊本地震による被害の影響を受けた者を対象とする資金 平成28年熊本地震の発生に起因して、県内の市町村が新たに創設した熊本地震被災者支援に係る資金(保証協会が債務の保証を行ったものに限る。) 金融円滑化特別資金のうち、(2)の(P16別表3-4)に該当する者又は(6)のセーフティネット第4号認定者(新型コロナウイルス感染症分)を対象とする資金(令和2年3月2日以降に貸し付けた分を含む。) 										
取扱期間	令和2年3月2日から運用開始										
事業主体 問い合わせ先	<ol style="list-style-type: none"> 商工会・商工会議所、中小企業団体中央会及び熊本県信用保証協会 (P4~5 相談窓口参照) 取扱金融機関 商工振興金融課 096-333-2314 										

融資(県)

(3) 金融円滑化特別資金 (危機関連保証新型コロナウイルス感染症対策分)

制度概要	新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少等で資金繰りを改善したい県内の中小企業者の方を対象にした融資制度										
支援対象者	特例中小企業者(新型コロナウイルス感染症分)として市町村長の認定を受けた者 市町村長から特例中小企業者認定を受けるための要件 令和二年新型コロナウイルス感染症に起因して、経営に支障をきたしている中小企業者で、原則として、最近1か月間の売上高等が前年同月比で15%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で15%以上減少することが見込まれること。										
融資利率	<table border="1"> <thead> <tr> <th>融資期間</th> <th>利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3年以内</td> <td>固定 年1.50%以内</td> </tr> <tr> <td>5年以内</td> <td>固定 年1.65%以内</td> </tr> <tr> <td>7年以内</td> <td>固定 年1.80%以内</td> </tr> <tr> <td>7年超</td> <td>固定 年2.00%以内</td> </tr> </tbody> </table>	融資期間	利率	3年以内	固定 年1.50%以内	5年以内	固定 年1.65%以内	7年以内	固定 年1.80%以内	7年超	固定 年2.00%以内
融資期間	利率										
3年以内	固定 年1.50%以内										
5年以内	固定 年1.65%以内										
7年以内	固定 年1.80%以内										
7年超	固定 年2.00%以内										
支援対象経費等	設備資金又は運転資金										
補助率	補助後保証料率: 0% 県が信用保証料を全額補助する										
限度額等	8,000万円 (1)金融円滑化特別資金(新型コロナウイルス感染症対策分)、(2)金融円滑化特別資金(セーフティネット保証4号新型コロナウイルス感染症対策分)と併せて最大2.4億円										
借換え	<p><u>次の資金については、借換えができる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 金融円滑化特別資金のうち、(6)のセーフティネット第4号認定者(平成28年熊本地震分)及び(7)~(10)の者を対象とする資金 <ul style="list-style-type: none"> (7)平成28年熊本地震による被害の影響を受けた中小企業者で、市町村長の発行する罹災証明書を有している者 (8)中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業(グループ補助金)の交付決定を受け、補助対象として認められた施設、設備の復旧を行う者 (9)商店街等施設等災害復旧補助金の交付決定を受け、補助対象として認められた施設・設備の復旧を行う者 (10)中小企業組合共同施設等災害復旧補助金の交付決定を受け、補助対象として認められた施設、設備の復旧を行う者 小規模事業者おうえん資金のうち、平成28年熊本地震による被害の影響を受けた者を対象とする資金 平成28年熊本地震の発生に起因して、県内の市町村が新たに創設した熊本地震被災者支援に係る資金(保証協会が債務の保証を行ったものに限る。) 金融円滑化特別資金のうち、(2)の(P16別表3-4)に該当する者又は(6)のセーフティネット第4号認定者(新型コロナウイルス感染症分)を対象とする資金(令和2年3月2日以降に貸し付けた分を含む。) 										
取扱期間	令和2年3月23日から運用開始										

備考	<p>この融資については、取扱金融機関は、本制度に係る貸付が完済となるまでモニタリングを行い半年に一度、保証協会に対しその内容を報告するものとする。</p> <p>ただし、中小企業信用保険法第2条第6項の規定に基づき経済産業大臣が認める日から1年以内の期間(同項に定める信用の収縮の状況を勘案し、経済産業大臣が1年を限り当該期間を延長したときは、その延長した期間を含む。)中であるとき、または保証期間が1年以内であるときはこの限りでない。</p>
事業主体 問い合わせ先	<ol style="list-style-type: none"> 1 商工会・商工会議所、中小企業団体中央会及び熊本県信用保証協会 (P4~5 相談窓口参照) 2 取扱金融機関 3 商工振興金融課 096 - 333 - 2314

(参考)金融円滑化特別資金

制度概要	売上減少等で資金繰りを改善したい県内の中小企業者の方を対象にした融資制度
支援対象者	<p>(1) 申込日から1年以内の連続する3か月間の平均売上高、平均売上総利益率又は平均営業利益率(以下「平均売上高等」という。)が、前年同期の平均売上高等に比して3%以上減少している者</p> <p>(2) 様々な外部環境の変化により経営が悪化しているとして知事が指定した者(別表3-1~3-3省略、今回該当の別表3-4はP16参照)</p> <p>(3) 申込日から1年以内に倒産した企業に対して、50万円以上の売掛金等の債権を有しており、資金繰りに支障を来している者</p> <p>(4) 県再生支援協議会の支援により策定した経営改善計画により再生に取り組む者</p> <p>(5) セーフティネット第5号、第7号及び第8号の規定に基づく「特定中小企業者」として市町村長の認定を受けた者</p> <p>(6) セーフティネット第1号から第4号及び第6号の規定に基づく「特定中小企業者」として市町村長の認定を受けた者</p> <p>(7) 平成28年熊本地震による被害の影響を受けた中小企業者で、市町村長の発行する罹災証明書を有している者</p> <p>(8) 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業(グループ補助金)の交付決定を受け、補助対象として認められた施設、設備の復旧を行う者</p> <p>(9) 商店街等施設等災害復旧補助金の交付決定を受け、補助対象として認められた施設、設備の復旧を行う者(信用保証協会の保証対象者に限る)</p> <p>(10) 中小企業組合共同施設等災害復旧補助金の交付決定を受け、補助対象として認められた施設、設備の復旧を行う者</p> <p>(11) 東日本大震災による影響を受け、次の ~ のいずれかに該当する者</p> <p>特定被災区域(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第2条第2項及び第3項の市町村を定める政令(平成23年政令第127号)第2条第1項及び第2項に定める市区町村をいう)内に事業所を有し、平成23年東北地方太平洋沖地震による災害により当該事業所等に損害を受けたことについて、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の経済産業省関係規定の施行に関する政令(平成23年政令第133号。以下「経産政令」という。)第2条第1項の規定により市区町村長等の証明を受けた者</p> <p>平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害に際し、原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第15条第2項第1号の緊急事態応急対策を実施すべき区域として公示された区域内に事業所を有することについて、経産政令第2条第1項の規定により市区町村長等の証明を受けた者</p> <p>特定被災区域内に事業所を有する者であって、経営の安定に支障が生じていることについて、経産政令第2条第1項の規定により市区町村長等の証明を受けた者</p> <p>(12) 特例中小企業者(新型コロナウイルス感染症分)として市町村長の認定を受けた者</p>

融資利率	融資期間	支援対象者(1)~(5)	支援対象者(6)のセーフティネット第4号認定者、(7)~(10)、(12)	支援対象者(6)のセーフティネット第4号認定者以外、(11)					
	2年以内	-	固定 年1.30%以内 (2)	-					
	3年以内	固定 年1.70%以内	固定 年1.50%以内	固定 年1.50%以内					
	5年以内	固定 年1.90%以内	固定 年1.65%以内	固定 年1.70%以内					
	7年以内	固定 年2.00%以内	固定 年1.80%以内	固定 年1.90%以内					
	7年超	固定 年2.30%以内	固定 年2.00%以内	固定 年2.10%以内					
<p>経営支援プログラム実施企業は、上記金利から年0.2%金利を優遇する。 2「2年以内」は、(8)~(10)のみ活用可能。</p>									
支援対象経費等	<p>設備資金又は運転資金 但し、(2)の別表3-2、3-3、3-4は、運転資金のみ</p>								
保証料率 (県補助後)	<p>保証料率は、保証協会の定めるところにより、支援対象者の財務その他の経営状況に応じて下表から設定する(年率)。</p>								
	<p>融資対象者(1),(2)(別表3-1・3-2・3-3),(3),(4)</p>								
	1.30%	1.25%	1.15%	1.10%	1.05%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%
	<p>融資対象者(8)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・融資期間 2年以内 : 0.00% グループ補助金交付決定分を2年以内で借り入れる場合であって、かつ、自己資金分を借り入れる場合は、当該自己資金分も全額補助(融資期間の長短問わず) ・融資期間 2年超 : 0.50% 								
融資対象者(2)(別表3-4),(12)	融資対象者(5)	融資対象者(6)		融資対象者(7),(9),(10),(11)					
0.00%	0.62%	セーフティネット第4号認定者(平成28年熊本地震分)	0.50%	0.50%					
		セーフティネット第4号認定者(新型コロナウイルス感染症分)	0.00%						
		上記以外	0.75%						
<p>次の又はに該当する場合は、それぞれ0.1%を割引いた保証料率を適用する。 担保の提供がある場合(融資対象者(5)~(12)を除く) 会計参与を設置していることを登記により確認できる場合</p>									
限度額等	<p>1企業 5,000万円 (2)は別表参照。 (5)及び(6)は合計で別枠5,000万円((6)のうち、セーフティネット第4号(新型コロナウイルス感染症分)は別枠8,000万円)、 (7)及び(8)は合計で別枠8,000万円、 (11)は別枠8,000万円、 (12)は別枠8,000万円 但し、及びの合計で1億6,000万円</p> <p>1組合 1億円 (5)及び(6)は合計で別枠5,000万円((6)のうち、セーフティネット第4号(新型コロナウイルス感染症分)は別枠8,000万円)、 (7)~(10)は合計で別枠8,000万円、 (11)は別枠8,000万円 (12)は別枠8,000万円 但し、及びの合計で1億6,000万円</p>								

取扱期間	<ul style="list-style-type: none"> ・支援対象者(11)の取扱期間は、東日本大震災復興緊急保証の適用期間内の貸付実行分まで。 ・支援対象者(7)～(10)の融資利率及びこれらの者の県補助後保証料率の取扱期間並びに取扱金融機関が申込先となることができるのは、災害関係保証の適用期間内の貸付実行分まで。 ・支援対象者(6)のセーフティネット第4号認定を受けた者の融資利率及びこれらの者の県補助後保証料率の取扱期間は、市町村が発行する認定書の有効期間内の保証協会受付分まで。 ・支援対象者(2)の(別表3-4)の取扱期間は、新型コロナウイルス感染症に係るセーフティネット第4号又は中小企業信用保険法第2条第6項による場合の指定期間内の保証協会受付分まで。
事業主体 問い合わせ先	<ul style="list-style-type: none"> 1 商工会・商工会議所、中小企業団体中央会及び熊本県信用保証協会 (P4～5 相談窓口参照) 2 取扱金融機関 3 商工振興金融課 096 - 333 - 2314

別表3 - 1 (アスベスト関連) ・ 別表3 - 2 (鳥インフルエンザ) ・ 別表3 - 3 (口蹄疫) は省略

別表3 - 4 (新型コロナウイルス感染症)

項目	融資条件等
支援対象者	新型コロナウイルス感染症の影響により、直近1か月の売上高が前年同月の売上高と比較して減少している者又は今後2か月の売上高が前年同期の売上高と比較して減少する見込みである者
資金使途	運転資金
融資限度額	1企業、8,000万円

融資期間、貸付方法、返済方法、融資利率、担保、保証人及び申込先は、金融円滑化特別資金の融資条件と同じ。

融資(県)

小規模事業者おうえん資金

制度概要	小規模企業者で資金が必要な県内の中小企業者の方を対象にした融資制度
支援対象者	既存の保証協会の保証付融資残高(根保証においては融資極度額)と本資金との合計が2,000万円以下となる従業員20人(商業・サービス業5人(宿泊業・娯楽業を除く))以下の小規模企業者。
融資利率	1年超 3年以内 固定 年 1.30%以内 3年超 5年以内 固定 年 1.45%以内 5年超 7年以内 固定 年 1.60%以内
支援対象経費等	設備資金又は運転資金
補助率	信用保証料補助率:0.2%~0.85% 補助後保証料率 0.50~1.35% ただし、熊本地震による被害の影響を受けた場合は、全額保証料補助(罹災証明書等又は、熊本地震の影響で売上が減少していることを証明できる書類等が必要)
限度額等	2,000万円
取扱期間	随時
事業主体 問い合わせ先	1 商工会・商工会議所、くまもと産業支援財団 及び熊本県信用保証協会 (P4~5 相談窓口参照) 2 取扱金融機関 3 商工振興金融課 096-333-2314

③緊急時短期資金

当面の運転資金をスピーディかつ積極的に応援します。

（緊急時短期資金の概要）

対象者	新型コロナウイルスにより事業に影響を受けた中小企業の皆さま
金額	月商の1ヵ月以内
期間	6ヵ月以内
保証料率	年0.45%～2.20% ※財務内容等により決定されます。 ※なお、いずれの場合も担保提供のある中小企業者については、0.1%、会計参与を設置していることを登記により確認できる中小企業者については、0.1%を割引いた料率を適用する。
金利	金融機関所定利率
返済方法	一括
担保	原則不要
期限到来時の対応	長期資金へ借換えることができます。 別口で公的な融資制度等を活用することで、新たな資金調達も可能となります。

※金融機関および当協会での審査結果によっては、ご希望に添えない場合がございますのであらかじめご了承ください

お問合せ窓口
保証部
TEL 096-375-2000

新型コロナウイルスの影響を受けた中小企業の皆さまへ

④緊急時条件変更

最長6カ月間の元金据置をスピーディーかつ積極的に対応します。

（緊急時条件変更の概要）

対象者	新型コロナウイルスにより事業に影響を受けた中小企業の皆さま
据置期間	6 ヶ月以内
経営支援	据置期間内に事業の継続、改善に向けた専門家による支援をご希望の方は、当協会の「専門家派遣事業」(通称:専門家派遣サービス・ファイブ)をご活用ください。 専門家派遣サービス・ファイブとは… 中小企業診断士、税理士、弁護士、司法書士、社会保険労務士の5つの士業の専門家を無料で派遣する制度です。
据置期間後の対応	中小企業の皆さまの実情に合わせ、再度の元金据置の条件変更を含め柔軟に検討いたします。

お問合せ窓口
保証部
経営支援部
TEL 096-375-2000

2020年3月12日
株式会社日本政策金融公庫**⑤ 新型コロナウイルス感染症に関する融資制度の拡充について**

日本政策金融公庫（略称：日本公庫）は、「新型コロナウイルス感染症対策本部」による「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策（第2弾）」の発表に伴い、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業・小規模事業者の皆さま向けに融資制度を以下のとおり拡充し、令和2年3月17日より取扱いを開始します。

主な制度拡充内容（3月17日取扱い開始）

【取扱事業：国民生活事業（国民）、中小企業事業（中小）】

（1）「新型コロナウイルス感染症特別貸付」の創設（国民・中小）

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的に業況の悪化を来している方を対象として、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」を創設

（2）「マル経融資（小規模事業者経営改善資金）」および「生活衛生改善貸付」の拡充（国民）

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した小規模事業者を対象として、「マル経融資（小規模事業者経営改善資金）」等の融資限度額の引上げや利率の引下げ等の措置を実施

（注）令和2年1月29日以降に「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」等を経由してご利用いただいているお取引についても、要件を満たす場合は遡及適用が可能です。

日本公庫は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業・小規模事業者や農林漁業者等の皆さまからのご融資やご返済に関する相談に、政策金融機関として迅速かつきめ細かな対応を行ってまいります。

○新型コロナウイルス感染症特別貸付の概要

ご利用いただける方	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的に業況悪化を来している方であって、次の（１）又は（２）のいずれかに該当し、かつ、中長期的に業況が回復し発展することが見込まれる方 （１）最近１カ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して５％以上減少している方 （２）業歴３カ月以上１年１カ月未満の場合は、最近１カ月の売上高が次のいずれかと比較して５％以上減少している方 ① 過去３カ月（最近１カ月を含みます。）の平均売上高 ② 令和元年１２月の売上高 ③ 令和元年１０月から１２月の平均売上高		
お使いみち	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会的要因等により必要とする設備資金および運転資金		
融資限度額 (いずれも別枠)	国民生活事業	6,000万円	
	中小企業事業	3億円	
ご返済期間 (うち据置期間)	設備資金 20年以内（5年以内） 運転資金 15年以内（5年以内）		
利率（年） (注１)	国民生活事業	3,000万円以内の部分 (注２)	当初３年間：基準利率－0.9% ３年経過後：基準利率
		3,000万円を超える部分	基準利率
	中小企業事業	1億円以内の部分 (注２)	当初３年間：基準利率－0.9% ３年経過後：基準利率
		1億円を超える部分	基準利率
担保	無担保		

(注１) 基準利率は、災害発生時の融資制度に適用される利率（融資期間に応じた所定の利率）が適用されます。主な貸付利率は日本公庫HPをご覧ください。

(注２) 一部の対象者については、基準利率－0.9%の部分に対して別途決定される実施機関から利子補給が実施され、当初３年間で実質無利子となる予定です。

○マル経融資（小規模事業者経営改善資金）および生活衛生改善貸付の拡充の概要（国民生活事業）

	通常部分	拡充部分
融資対象者	【マル経融資（小規模事業者経営改善資金）】 商工会議所、商工会または都道府県商工会連合会の実施する経営指導を受けている小規模事業者であって、商工会議所等の長の推薦を受けた方 【生活衛生改善貸付】 生活衛生関係の事業を営んでおり、生活衛生同業組合等の実施する経営指導を受けている小規模事業者であって、生活衛生同業組合等の長の推薦を受けた方	左記に加え、新型コロナウイルス感染症の影響により直近１カ月の売上が前年または前々年の同期と比較して５％以上減少している方
お使いみち	設備資金および運転資金	
融資限度額	2,000万円	別枠 1,000万円
ご返済期間 (うち据置期間)	設備資金 10年以内（2年以内） 運転資金 7年以内（1年以内）	設備資金 10年以内（ 4年以内 ） 運転資金 7年以内（ 3年以内 ）
利率（年）	特別利率 F	当初３年間：特別利率 F－0.9% ３年経過後：特別利率 F

融資(政府系金融機関)

新型コロナウイルス感染症にかかる衛生環境激変特別貸付

関係省庁から適用の指示を受け、令和2年2月21日付で新型コロナウイルス感染症の発生により影響を受けた旅館業、飲食店営業および喫茶店営業を営む方向けの衛生環境激変特別貸付を発動します。

ご利用いただける方	<p>新型コロナウイルス感染症の発生により、一時的な業況悪化から資金繰りに支障を来している旅館業、飲食店営業および喫茶店営業を営む方であって、次のいずれにも該当する方</p> <p>1 次のいずれかに該当し、かつ、今後も売上高減少が見込まれること (1)最近1ヵ月の売上高が前年または前々年の同期に比較して10%以上減少していること (2)業歴3ヵ月以上1年未満の場合は、最近1ヵ月の売上高が過去3ヵ月(最近1ヵ月を含みます。)の売上高の平均額に比較して10%以上減少していること</p> <p>2 中長期的に業況が回復し発展することが見込まれること</p>
資金のお使いみち	一時的な業況悪化により支障を来している生活衛生関係営業者の経営を安定させるために必要な運転資金
融資限度額	【旅館業】 別枠3,000万円 【飲食店営業および喫茶店営業】 別枠1,000万円
ご返済期間	7年以内<うち据置期間2年以内>
利率(年)	基準利率。 ただし、振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員の方は、特別利率
取扱期間	令和2年2月21日(金)から令和2年8月31日(月)まで
お申込みに必要な書類	ご利用にあたっては、「新型コロナウイルス感染症の発生による影響に関する確認資料」のほかに、振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員の方については、生活衛生同業組合の長(注)が発行する「振興事業に係る資金証明書」が必要となります。
事業主体 問い合わせ先	○日本政策金融公庫 日本政策金融公庫熊本支店 (国民生活事業) 096-353-6121 (中小企業事業) 096-352-9155 八代支店 (国民生活事業) 0965-32-5195

お使いみち、ご返済期間、担保の有無などによって、異なる利率が適用されます。審査の結果、お客様のご希望に添えない場合がございます。

(注)組合の長から委任を受けた支部長および理事を含みます。

補助(国)

【生産性革命推進事業】小規模事業者持続化補助金

制度概要	<p>小規模事業者および一定要件を満たす特定非営利活動法人(以下「小規模事業者等」という。)が今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更(働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイス導入等)等に対応するため、小規模事業者等が取り組む販路開拓等の経費の一部を補助する。</p>
支援対象者	<p>小規模事業者であること (商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平成5年法律第51号)第2条参照) なお、特定非営利法人は、一定の要件を満たす場合に限り補助対象者となる(詳細は公募要領を参照。)</p> <p>商業・サービス業(宿泊業・娯楽業以外) 常時使用する従業員の数 5人以下 サービス業(宿泊業・娯楽業) 常時使用する従業員の数 20人以下 製造業その他 常時使用する従業員の数 20人以下</p> <p>新型コロナウイルスによる影響を受ける事業者に対して加点措置を講じることで優先支援。</p>
支援要件	<p>持続的な経営に向けた経営計画を策定していること。</p> <p>[想定される活用例] ・小売店が、インバウンド需要の減少を踏まえ、店舗販売の縮小を補うべくインターネット販売を強化する等、ビジネスモデルの転換を図る。 ・旅館が、自動受付機を導入し、省人化する。等 詳細は公募要領を参照</p>
支援対象経費等	<p>機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、設備処分費、委託費、外注費</p>
補助率	<p>補助対象経費の2 / 3</p>
限度額等	<p>上限:50万円(産業競争力強化法に基づく認定市区町村による特定創業支援等事業の支援を受けた小規模事業者は補助上限額が100万円) 別途「特別枠」あり</p>
募集時期	<p>令和2年3月13日(金)申請受付開始 第1回受付締切:令和2年3月31日(火) 第2回受付締切:令和2年6月5日(金) 第3回受付締切:令和2年10月2日(金) 第4回受付締切:令和2年2月5日(金)</p> <p>補助金公募要領等はこちら  https://seisansei.smrj.go.jp/ / https://seisansei.smrj.go.jp/</p>
事業主体 問い合わせ先	<p>中小企業庁 小規模企業振興課</p> <p>商工会の管轄区域で事業を営んでいる小規模事業者の方 各地域の商工会または熊本県商工会連合会 商工会議所の管轄区域で事業を営んでいる小規模事業者の方 各地域の商工会議所</p> <p>各地域の商工会、商工会議所の連絡先は、P4~5に記載。</p>

補助(国)

【生産性革命推進事業】ものづくり・商業・サービス補助金(一般型)

制度概要	中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等にかかる経費の一部を補助
支援対象者	中小企業者(「中小企業等経営強化法」第2条第1項に規定する者)および特定非営利活動法人 資本金や従業員数によるため、詳細は公募要領を参照。 新型コロナウイルス感染症による影響を受ける事業者に対して加点措置を講じることで優先支援。
支援要件	以下の要件をすべて満たす3～5年の事業計画を策定し、従業員に表明していること。 ・事業計画期間において、給与支給総額を年率平均1.5%以上増加 ・事業計画期間において、事業場内最低賃金(事業場内で最も低い賃金)を地域別最低賃金+30円以上の水準にする ・事業計画期間において、事業者全体の付加価値額を年率平均3%以上増加 新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえ、生産性向上や賃上げにかかる目標値の達成時期を1年間猶予 【想定される活用例】 ・部品の調達が困難となり、自社で部品の内製化を図るために設備投資を行う ・感染症の影響を受けている取引先から新たな部品供給要請を受けて、生産ラインを新設・増強する ・中国の自社工場が停止し、国内に拠点を移転する 等 詳細は公募要領を参照
支援対象経費等	機械装置・システム構築費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、原材料費、外注費、知的財産権等関連経費 交付決定日前に発注した事業に要する経費についても対象(詳細は公募要領参照)
補助率	補助対象経費の1/2(中小企業者)、2/3(小規模企業者・小規模事業者) 別途「特別枠」あり
限度額等	100万～1,000万円
募集時期	令和2年3月26日(木)17時～申請受付開始 第1回受付締切:令和2年3月31日(火)17時 第2回受付締切:令和2年5月20日 第3回受付締切:令和2年8月頃 第4回受付締切:令和2年11月頃 第5回受付締切:令和3年2月頃 補助金公募要領等はこちら  https://seisansei.smr.f.go.jp/ https://seisansei.smr.f.go.jp/
事業主体 問い合わせ先	中小企業庁 ものづくり補助金事務局サポートセンター 050-8880-4053 受付時間:10:00～12:00/13:00～17:00(土日祝日を除く)

補助(国)

【生産性革命推進事業】IT導入補助金

制度概要	中小企業・小規模事業者等が生産性の向上に資するITツール(ソフトウェア、サービス等)を導入するための事業費等の経費の一部を補助
支援対象者	中小企業・小規模事業者等 資本金や従業員数によるため、詳細は公募要領を参照。
支援要件	<p>製品・サービスの生産・提供など、生産活動に資する事業を行っている中小企業・小規模事業者等が、自社の強み・弱みを認識、分析し、生産性向上のため業務プロセスの改善と効率化に資する方策として、IT導入支援事業者が登録するITツールを導入する。</p> <p>【想定される活用例】 ・在宅勤務制度を新たに導入するため、業務効率化ツールと共にテレワークツールを導入する 等 「特別枠」に限り、PC・タブレット等のハードウェアにかかるレンタル費用も補助対象 詳細は公募要領を参照</p>
支援対象経費等	ソフトウェア費、導入関連費
補助率	補助対象経費の1/2以内 別途「特別枠」あり
限度額等	A類型: 30～150万円未満、B類型150万円～450万円
募集時期	<p>令和2年3月13日(金)15時～申請受付開始 第1回受付締切:令和2年3月31日(火)17時 第2回受付締切:令和2年6月頃 第3回受付締切:令和2年9月頃 第4回受付締切:令和2年12月頃</p> <p>補助金公募要領等は https://seisansei.smrj.go.jp/  https://seisansei.smrj.go.jp/</p>
事業主体 問い合わせ先	<p>中小企業庁 サービス等生産性向上IT導入支援事業事務局 TEL:0570-666-424 TEL:042-303-9749 IP電話からの場合 受付時間:9:30～17:30(土日祝日を除く)</p>

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に伴う拡充 (生産性革命推進事業(~)の拡充)

制度概要	新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために前向きな投資を行う事業者を対象に、補助率や補助上限を引き上げた「特別枠」を創設。
各補助事業の拡充内容	<p>【持続化補助金】補助上限を50万円から100万円へ引上げ 小規模事業者等が感染症の影響を乗り越えるために、経営計画を作成して取り組む販路開拓等の取組を支援</p> <p>【ものづくり補助金】補助率を1/2から2/3へ引上げ 中小企業等が感染症の影響を乗り越えるための、新製品・サービス・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援</p> <p>【IT導入補助金】補助率を1/2から2/3へ引上げ 中小企業等が感染症の影響を乗り越えるための、ハードウェア(PC、タブレット端末等)のレンタル等も含めた、ITツール導入を支援</p>
申請要件	<p>補助対象経費の1/6以上が、以下の要件に合致する投資であること</p> <p>A: サプライチェーンの毀損への対応 顧客への製品供給を継続するために必要な設備投資や製品開発を行うこと (例: 部品調達困難による部品内製化、出荷先営業停止に伴う新規顧客開拓)</p> <p>B: 非対面型ビジネスモデルへの転換 非対面・遠隔でサービス提供するためのビジネスモデルへ転換するための設備・システム投資を行うこと (例: 店舗販売からEC販売へのシフト、VR・オンラインによるサービス提供)</p> <p>C: テレワーク環境の整備 従業員がテレワークを実践できるような環境を整備すること (例: WEB会議システム、PC等を含むシンクライアントシステムの導入)</p>
支援対象経費等	それぞれの補助金の公募要領を参照ください
募集時期	それぞれの補助金の公募要領を参照ください
事業主体 問い合わせ先	前頁を参照ください

雇用関係 比較表 (R2.4.10)

※一部令和2年度国補正予算の成立が前提

雇用保険被保険者	雇用保険被保険者ではない方
<p>①会社が休業にした場合 →会社が休業手当を支払えば、雇用調整助成金利用可</p>	<p>⑤会社が休業にした場合(P28参照) →会社が休業手当を支払えば、雇用調整助成金利用可 (R2.4.7 国経済対策で拡大決定)</p>
<p>②事業収入が前年同月比50%以上減少した場合 →200万円を限度に給付を実施 (中堅・中小企業) (R2.4.7 国経済対策で決定 ※今後実施予定)</p>	<p>⑥会社の経営が厳しくなり、離職した場合(P33～36参照) ⑦契約期間満了により、契約更新されず、離職した場合(P33～36参照) →休業、離職等により、収入が減少し、当面の生活費を必要とする方に対し、社会福祉協議会を通じて無利子の緊急貸付けを実施 (10万円～20万円以内、無利子、据置期間1年以内) →新型コロナウイルス感染症の影響を受け生活が困窮する世帯に対し、30万円の給付を実施 (R2.4.7 国経済対策で決定 ※今後実施予定)</p>
<p>③会社の経営が厳しくなり、離職した場合 ④契約期間満了により、契約更新されず、離職した場合 →本人は雇用保険受給可。 →新型コロナウイルス感染症の影響を受け生活が困窮する世帯に対し、30万円の給付を実施 (R2.4.7 国経済対策で決定 ※今後実施予定)</p>	<p>⑧個人事業主、フリーランス等で仕事が減少した、廃業した場合(P33～36参照) →⑥⑦と同じく、社会福祉協議会を通じて無利子の緊急貸付けを実施 (条件も同様) →事業収入が前年同月比50%以上減少した場合、100万円を限度に給付を実施 →新型コロナウイルス感染症の影響を受け生活が困窮する世帯に対し、30万円の給付を実施 (R2.4.7 国経済対策で決定 ※今後実施予定)</p>
<p>会社が休業、廃業、解雇等した場合</p>	<p>個人事業主、フリーランス等</p>
<p>小学校等の休業に関係</p>	<p>⑨個人事業主、フリーランス等で仕事をしている場合で、小学校等の臨時休業等により、仕事を休まざるをえなくなった場合(P29参照) →日額4,100円の支援(～6月30日の間に取得した休暇に適用、春休み除く) (R2.4.7 国経済対策で期間延長が決定)</p>
<p>雇用保険被保険者</p>	<p>雇用保険被保険者ではない方</p>
<p>⑩小学校等の臨時休業等により、休暇を取得せざるをえなくなった場合で、会社が年休とは別に有給休暇を与えた場合(P29参照) →正規・非正規を問わない新たな助成金 (小学校休業等対応助成金) に対応 (賃金全額支給の場合にその相当額、1日1人当たり8,330円を上限) (～6月30日の間に取得した休暇に適用、春休み除く) (R2.4.7 国経済対策で期間延長が決定)</p>	

雇用調整助成金の特例措置

制度概要	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う経済上の理由によって事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するもの。令和2年6月30日までを「緊急対応期間」とし、全国で以下の特例措置を実施。
支援対象者	支給対象事業主：雇用保険適用事業所 支給対象労働者：雇用保険被保険者及び、雇用保険被保険者でない労働者
支援要件 (特例措置の概要)	<p>新型コロナウイルス感染症の影響に伴う経済上の理由により事業活動の縮小を行わざるを得ない事業主を対象に、次のとおり特例措置が講じられることとなりました。</p> <p>休業等の初日が、令和2年1月24日以降であり、</p> <p>休業等計画届の事後提出を可能とする。 令和2年6月30日までに初回の計画届を提出した場合、事前に計画届が提出されたものとみなし、令和2年1月24日以降に開始された休業等について遡及適用する。</p> <p>事業所の生産指標の確認期間を3カ月から1カ月に短縮する。 (生産量、売上高などの生産指標が前年同期比と比べて5%以上減少) 最近3カ月間の雇用量が対前年比で増加していても受給できることとする。 令和2年1月24日時点において起業後1年未満の事業主についても助成対象とする。</p> <p>新規学卒者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6カ月未満の労働者も助成対象とする。</p> <p>過去に雇用調整助成金を受給したことがある事業主であっても</p> <p>ア 前回の支給対象期間が満了した日から起算して1年を経過していなくても受給できることとする。</p> <p>イ 受給可能日数の計算において、過去の受給日数に関わらず、今回の特例の対象となった休業等について新たに起算する。</p>
支援対象経費等	休業を実施した場合の休業手当または教育訓練を実施した場合の賃金相当額、出向を行った場合の出向元事業主の負担額に対する助成 教育訓練を実施したときの加算
補助率	<u>大企業2/3、中小企業4/5</u> <u>解雇等を行わない場合は、大企業3/4、中小企業9/10</u> 加算額 1,200円(1人1日当たり)
限度額等	雇用保険被保険者については、1人1日当たり8,330円が上限 (雇用保険被保険者ではない労働者については、後日国が詳細を公表)
募集時期	随時
事業主体 問い合わせ先	厚生労働省 熊本労働局職業対策課分室 096-312-0086 制度利用等をお考えの事業所へ、アドバイザー(社会保険労務士)を派遣する事業を実施中(令和2年4月1日～) フリーダイヤル 0120-45-1124 熊本県社会保険労務士会

下線部については、令和2年度国補正予算成立後に適用

小学校休業等対応助成金

<p>制度概要</p>	<p>小学校等が臨時休業した場合等に、 その小学校等に通う子の保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規・非正規を問わず、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給(賃金全額支給)の休暇を取得させた企業 委託を受けて個人で仕事をする方に対する助成金を創設</p>
<p>支援対象者</p>	<p>支給対象事業主: 臨時休業した小学校等に通う子の保護者であって、労働者に対して、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給(賃金全額支給)の休暇を取得させた事業主 個人で就業する予定であった場合で、業務委託契約等に基づく業務遂行等に対して報酬が支払われており、発注者から一定の指定を受けているなどの事業主 支給対象労働者: - (1)親権者、未成年後見人、その他の者(里親、祖父母等)であって、子どもを現に監護する者。 - (1)のほか、 - (2)各事業主が有給休暇の対象とする場合は、子どもの世話を一時的に補助する親族も含む。</p>
<p>助成内容</p>	<p>有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額 令和2年6月30日までに取得した休暇に適用。春休みは除く。</p>
<p>補助率</p>	<p>10 / 10 (大企業、中小企業ともに同様) 定額</p>
<p>限度額等</p>	<p>有給の休暇を取得させた事業主は、1人1日当たり8,330円が上限 就業できなかった個人事業主は、1日当たり4,100円(定額)</p>
<p>募集時期</p>	<p>令和2年3月31日までに取得した休暇分については、令和2年6月30日まで (4月以降の休暇取得に係る支給要領等は、後日国が詳細を公表)</p>
<p>事業主体 問い合わせ先</p>	<p>厚生労働省 学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター 0120-60-3999 受付時間: 9:00 ~ 21:00(土日・祝日含む) 制度利用等をお考えの事業所へ、アドバイザー(社会保険労務士)を派遣する事業を実施中(令和2年4月1日~) フリーダイヤル 0120-45-1124 熊本県社会保険労務士会</p>

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業所の皆さまへ

雇用維持・確保のための

アドバイザーを派遣します

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、国の雇用関係制度において、雇用調整助成金の特例措置*₁や、小学校休業等対応助成金の新設*₂等が行われています。

熊本県では従業員の雇用を維持・確保するためにこれらの制度の利用等をお考えの事業所へアドバイザー（社会保険労務士）を派遣します。

***1 雇用調整助成金**

事業活動の縮小を余儀なくされ、労働者を一時的に休業等にした事業主に助成

***2 小学校休業等対応助成金**

小学校等の臨時休業により保護者が休んだ場合等に、年次有給休暇とは別に、有給の休暇を取得させた事業主に助成
（業務委託を受けて個人で仕事をする方には別途制度あり）

※特例措置の内容について、詳しくはアドバイザー（社会保険労務士）が応じます。

内 容

- ・ 県内事業所へアドバイザー（社会保険労務士）を派遣します
 - ・ 各種制度利用の支援や個別相談にアドバイザーが応じます
- ※申請代行はいたしません

期 間

令和2年（2020年）4月1日（水）から12月31日（木）まで

対 象

従業員の雇用維持や雇用確保のために国（労働局）の雇用関係制度の利用等をお考えの県内事業所

アドバイザー

熊本県社会保険労務士会員

無料

アドバイザー派遣をご希望の方は、以下の問い合わせ先にご連絡ください。

熊本県社会保険労務士会

TEL 0120-45-1124（フリーダイヤル）

FAX 096-324-1208

※受付時間 9時～17時（土日祝日は除く）

アドバイザー派遣申込書

(F A X : 0 9 6 - 3 2 4 - 1 2 0 8)

申込日	年 月 日		
事業所名			
代表者名		担当者名	
事業所所在地	〒 -		
	TEL - -	FAX - -	
業 種		従業員数	人
希望派遣日時	第1希望	年 月 日	午前・午後 時 分～
	第2希望	年 月 日	午前・午後 時 分～
希望派遣場所	<input type="checkbox"/> 相談事業所 <input type="checkbox"/> 相談事業所以外の場所 ()		
相談内容 (雇用確保のため)			

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、従業員の雇用維持や雇用確保のために国（労働局）の制度利用をお考えの県内事業所が対象です。
- ・ アドバイザー派遣期間は、令和2年（2020年）12月31日（木）までです。
ただし、申込状況によっては早期に終了する場合があります。
- ・ ご記入いただいた情報は、当事業に関わる相談、当事業アドバイザーとの連絡にのみ利用します。

【お問い合わせ先】
熊本県社会保険労務士会
 〒860-0041
 熊本市中央区細工町4丁目30-1 扇寿ビル5F
 TEL 0120-45-1124（フリーダイヤル）
 FAX 096-324-1208

助成金(国)

働き方改革推進支援助成金(新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース)

制度概要	新型コロナウイルス感染症対策として、テレワークの新規導入に取り組む中小企業事業主を支援するため、働き方改革推進支援助成金(時間外労働等改善助成金の名称変更)の中にテレワークコースを新設するもの。
支援対象者	新型コロナウイルス感染症対策としてテレワークを新規()で導入する中小企業事業主 試行的に導入している事業主も対象
助成内容 (主な要件)	テレワークの導入実施に関して、事業実施期間中に以下の取組をいずれか1つ以上実施すること ・テレワーク用通信機器の導入・運用 ・就業規則・労使協定等の作成・変更 ・労務管理担当者に対する研修 ・労働者に対する研修、周知・啓発 ・外部専門家(社会保険労務士など)によるコンサルティング テレワークを実施した労働者が1人以上いること
支援対象経費等	助成内容 の取組の実施に要した謝金、旅費、借損料、会議費、雑役務費、印刷製本費、備品費、機械装置等購入費、委託費
補助率	対象経費合計額の1/2
限度額等	1企業当たりの上限額:100万円 上限額の引上げが予定されています。
助成対象となる事業の実施期間	令和2年(2020年)2月17日~5月31日 計画の事後提出を可能にし、2月17日以降の取組で交付決定より前のものも助成対象とします。
応募方法	申請書を必要書類とともにテレワーク相談センターに提出 (締切は5月29日(金))
問い合わせ先	テレワーク相談センター 0120-91-6479

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で、
生活資金にお悩みの皆さまへ

一時的な資金の緊急貸付に関するご案内

本資金は貸付金であり、返済していただく必要があります。

休業・失業された方向け（緊急小口資金）

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を行います。

■ 対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

■ 据置期間

1年以内

■ 償還期限

2年以内

■ 貸付利子・保証人

無利子・不要

■ 申込先

現在お住まいの（住民票のある）市町村社会福祉協議会

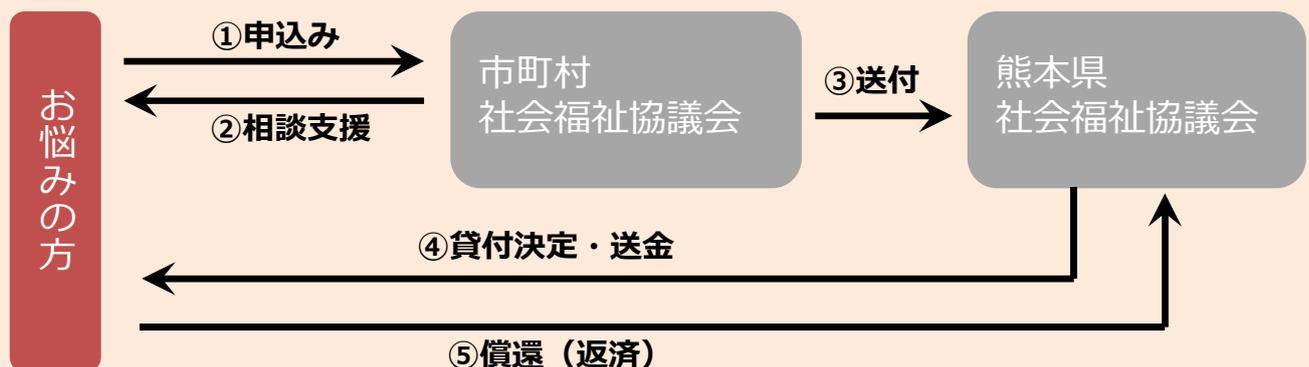
■ 貸付上限額

1世帯につき1回限り10万円以内。
ただし、次のいずれかの場合等は20万円以内。

- ア 世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいるとき。
- イ 世帯員に要介護者がいるとき。
- ウ 世帯員が4人以上いるとき。
- エ 世帯員に i 又は ii の子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき。
 - i 新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、臨時休校した小学校等に通う子。
 - ii 風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子。
- オ 世帯員の中に個人事業主がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき。

※ アからオが確認できる書類を御持参ください。

貸付手続きの流れ



生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。
 自立相談支援事業等による継続的な支援を受けることが要件となります。

■対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

■貸付上限額

- ・（2人以上）月20万円以内
 - ・（単身）月15万円以内
- 貸付期間：原則3月以内

■据置期間

1年以内

■償還期限

10年以内

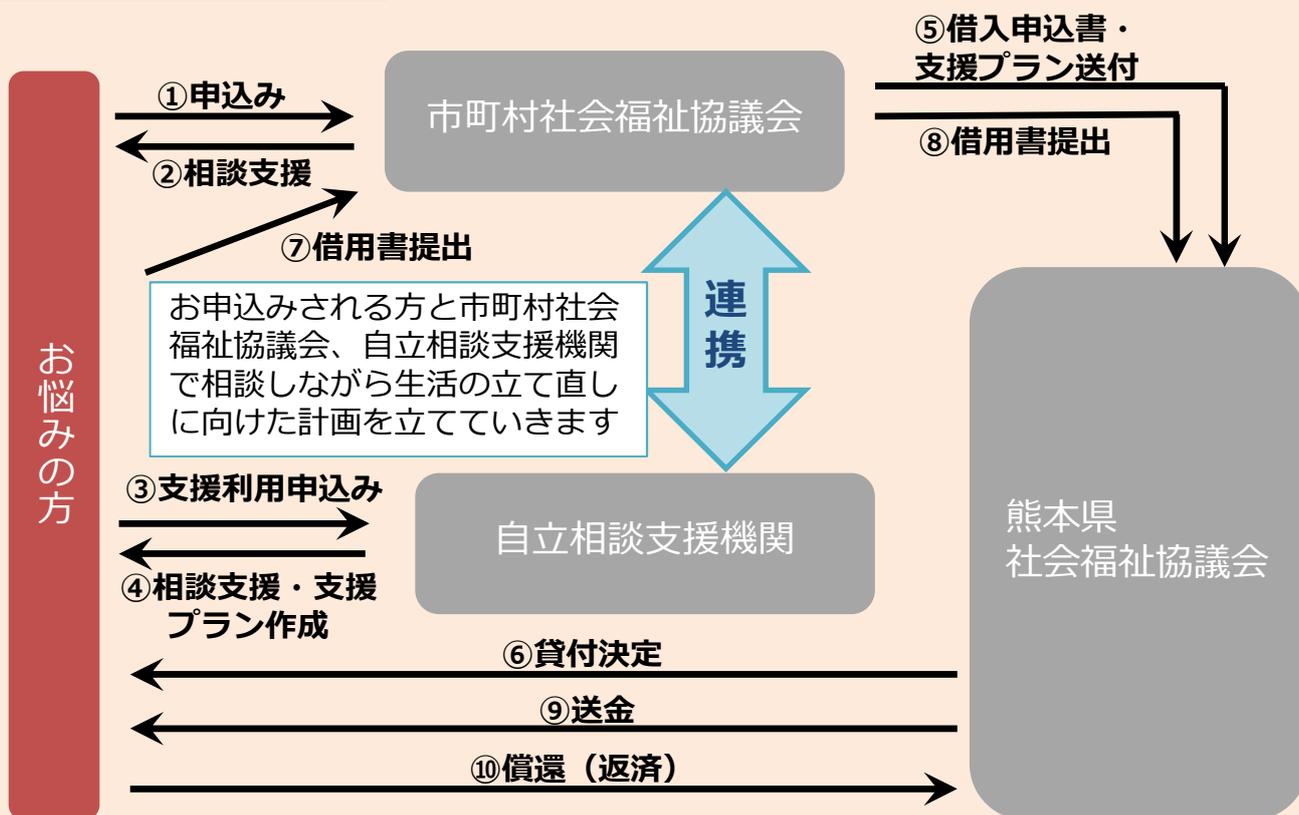
■貸付利子・保証人

無利子・不要

■申込先

現在お住まいの（住民票のある）
 市町村社会福祉協議会

貸付手続きの流れ



借入申込みに必要なもの

共通

- (2) 世帯全員分の住民票（「世帯全員」及び「続柄記載」で発行3か月以内のもの）
- (3) 身分を証明できるもの（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード等）
- (3) 申込者の預金通帳及び印鑑（認印可）

緊急小口資金

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少・失業したことが確認できるもの
 - ▶ 企業等雇用されている方
 - ① 新型コロナウイルス感染症の影響が生じる前後の収入が確認できる給与明細書等
 - ② 就労先からの休職証明書等
 - ▶ 自営業、フリーランス等の方…月収等を記録した会計帳簿等

総合支援資金

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響により失業したことが確認できるもの
 - ▶ 失業の場合…雇用保険受給資格者証、源泉徴収票、離職票、退職辞令の写し等
 - ▶ 廃業の場合…個人事業の廃業届の写し等
- (2) 自立相談支援機関の支援を受けていることがわかる書類等
- (3) その他、世帯の収支状況や求職状況等を確認する書類等
※詳しくは窓口にてご確認ください。

貸付金の交付方法

「貸付手続きの流れ」のとおり申込書類を確認後、借入申込者が指定する金融機関口座に後日送金します。

受 付

3月25日（水）から市町村社会福祉協議会の窓口で受付します。
相談申込受付時間：午前10時～午後4時（土曜、日曜、祝日を除く）

◀ 熊本県内 市町村社会福祉協議会一覧 ▶

相談・申込み受付時間は各市町村社会福祉協議会へご確認ください。
 なお、現在体調のすぐれない方は快復された後に手続きをされるか、
 お急ぎの場合はまずお電話にてご相談ください。

市町村名	電話番号	市町村名	電話番号	市町村名	電話番号
熊本市	096-324-5511	玉東町	0968-85-3150	甲佐町	096-234-1192
八代市	0965-62-8228	和水町	0968-34-2366	山都町	0967-82-3345
人吉市	0966-24-9192	南関町	0968-69-9020	氷川町	0965-52-5075
荒尾市	0968-66-2993	長洲町	0968-78-1440	芦北町	0966-86-0294
水俣市	0966-63-2047	大津町	096-293-2027	津奈木町	0966-61-2940
玉名市	0968-73-9050	菊陽町	096-232-3593	錦町	0966-38-2074
天草市	0969-32-2552	南小国町	0967-42-1501	あさぎり町	0966-49-4505
山鹿市	0968-43-1134	小国町	0967-46-5575	多良木町	0966-42-1112
菊池市	0968-25-5000	産山村	0967-23-9300	湯前町	0966-43-4117
宇土市	0964-23-3756	高森町	0967-62-2158	水上村	0966-44-0782
上天草市	0969-56-2455	南阿蘇村	0967-67-0294	相良村	0966-35-0093
宇城市	0964-32-1055	西原村	096-279-4141	五木村	0966-37-2333
阿蘇市	0967-32-1127	御船町	096-282-0785	山江村	0966-24-1508
合志市	096-242-7000	嘉島町	096-237-2981	球磨村	0966-32-0022
美里町	0964-47-0065	益城町	096-214-5566	苓北町	0969-35-1270

実施主体：社会福祉法人熊本県社会福祉協議会

連絡先：〒860-0842 熊本市中央区南千反畑町3番7号

TEL：096-324-5475

助言等(国)

下請かけこみ寺「相談窓口」

制度概要	中小企業が抱える取引上のトラブルや消費税の転嫁などについての相談を受け付けており、専門の相談員や弁護士が解決に向けてサポートする
支援対象者	下請事業者
問い合わせ先	フリーダイヤル 0120 - 418 - 618
受付時間	平日9:00～12:00 / 13:00～17:00(土日・祝日・年末年始を除く)
相談事例	<ul style="list-style-type: none">・支払日を過ぎても代金を支払ってくれない・原材料が高騰しているのに単価引き上げに応じたくない・発注元から棚卸し作業を手伝うよう要請された・お客さんからキャンセルされたので部品が必要なくなったと言って返品された・「歩引き」と称して、代金から一定額を差し引かれた・長年取引をしていた発注元から突然取引を停止させられた
事業主体	中小企業庁

国税に関するお問い合わせ

税務署	所在地	電話番号	管轄地域
阿蘇	〒869-2693 阿蘇市一の宮町宮地1944番地	0967-22-0551	阿蘇市 阿蘇郡
天草	〒863-8686 天草市古川町4番2号	0969-22-2510	上天草市 天草市 天草郡
宇土	〒869-0493 宇土市北段原町15番地 宇土合同庁舎	0964-22-0410	宇土市 宇城市 下益城郡
菊池	〒861-1393 菊池市七城町甲佐町74番地1 菊池市役所七城支所庁舎	0968-25-2121	菊池市 合志市 菊池郡
熊本西	〒860-8624 熊本市西区春日2丁目10番1号 熊本地方合同庁舎B棟	096-355-1181	熊本市(中央区、西区、南区、北区)
熊本東	〒862-8702 熊本市東区東町3丁目2番53号	096-369-5566	熊本市(東区) 上益城郡
玉名	〒865-8691 玉名市岩崎273番地 玉名合同庁舎	0968-72-2125	荒尾市 玉名市 玉名郡
人吉	〒868-8691 人吉市寺町20番地1	0966-23-2311	人吉市 球磨郡
八代	〒866-8605 八代市花園町16番地2	0965-32-3141	八代市 水俣市 八代郡 葦北郡
山鹿	〒861-0591 山鹿市山鹿970番地 山鹿合同庁舎	0968-44-2181	山鹿市

新型コロナウイルス感染症の影響により

納税が困難な方には猶予制度があります

税務署に申請することにより、納税が猶予されます

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することができない場合、税務署に申請することにより、次の要件のすべてに該当するときは、原則として1年以内の期間に限り、換価の猶予が認められますので、所轄の税務署（徴収担当）にご相談ください（申請による換価の猶予：国税徴収法第151条の2）。

○ 要件

- ① 国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること。
- ② 納税について誠実な意思を有すると認められること。
- ③ 換価の猶予を受けようとする国税以外の国税の滞納がないこと。
- ④ 納付すべき国税の納期限（注1）から6か月以内に申請書が提出されていること。
- ⑤ 原則として、担保の提供があること。（担保が不要な場合があります）

（注1）令和元年分の申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の確定申告は、延長された期限（令和2年4月16日）が納期限となります。

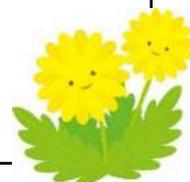
（注2）既に滞納がある場合や滞納となってから6月を超える場合であっても、税務署長の職権による換価の猶予（同法第151条）が受けられる場合もあります。

お気軽にお電話で
ご相談ください！
（納期限前から相談できます）

税務署において所定の審査を早期に行います。

○ 猶予が認められると…

- ▶ 原則、1年間猶予が認められます。（状況に応じて更に1年間猶予される場合があります。）
- ▶ 猶予期間中の延滞税の一部が免除されます。
- ▶ 財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。



更に個別の事情に該当する場合は、他の猶予制度を活用することもできます。
（裏面をご参照ください。）

個別の事情に該当する場合は、その旨をお申し出ください

- ▶ 新型コロナウイルス感染症に納税者（ご家族を含む。）が罹患された場合のほか、新型コロナウイルス感染症に関連するなどして以下のようなケースに該当する場合は、納税の猶予が認められることがありますので、所轄の税務署（徴収担当）にご相談ください（納税の猶予：国税通則法第46条）。

○ 個別の事情

ケースによりご用意
いただく資料が異なります。
まずはお電話でご相談を！

（ケース1）災害により財産に相当な損失が生じた場合

新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

（ケース2）ご本人又はご家族が病気にかかった場合

納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合、国税を一時に納付できない額のうち、医療費や治療等に付随する費用

（ケース3）事業を廃止し、又は休止した場合

納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合、国税を一時に納付できない額のうち、休廃業に関して生じた損失や費用に相当する金額

（ケース4）事業に著しい損失を受けた場合

納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合、国税を一時に納付できない額のうち、受けた損失額に相当する金額

（注）申請に必要な書類等については、最寄りの税務署（徴収担当）にご相談ください。

税務署において所定の審査を早期に行います。

○ 猶予が認められると…

- ▶ 原則、1年間猶予が認められます。（状況に応じて更に1年間猶予される場合があります。）
- ▶ 猶予期間中の延滞税の全部又は一部が免除されます。
- ▶ 財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。



相談支援(県)

県税に関するお問い合わせ

県税に関するお問い合わせは、ご相談の内容により管轄する広域本部が異なりますので、下表のとおり管轄の広域本部までお願いします。

- 課税の内容、申告、減免について
税金の種類、地域ごとに管轄する広域本部にお問い合わせください。
- 納税について
お住まいのご住所を管轄する広域本部(太枠)にお問い合わせください。
(なお、県外にお住まいの方は、県央広域本部にお問い合わせください。)

(参考)

- 所得税、法人税、相続税、贈与税、消費税などについては、お住まいのご住所を管轄する税務署にお問い合わせください。

税金の種類	管轄地域	管轄広域本部等
法人県民税・法人事業税 ゴルフ場利用税 県民税利子割 県たばこ税 鉱区税	県下全域	県央広域本部(税務部) 〒862-8571 熊本市中央区水前寺6丁目18-1 (県庁行政棟新館1階) ○課税の内容等に関すること Tel 096-333-3200(代表) ○納税に関すること Tel 096-333-3210(代表)
個人事業税 軽油引取税 不動産取得税 狩猟税 産業廃棄物税 不動産取得税の問合せ先 ○課税内容等については、取得された 不動産の所在地を管轄する広域本部へ ○納税については、お住いのご住所を 管轄する広域本部へ	熊本市、宇土市、宇城市、 下益城郡、上益城郡	県央広域本部(税務部) 〒862-8571 熊本市中央区水前寺6丁目18-1 (県庁行政棟新館1階) ○課税の内容等に関すること Tel 096-333-3200(代表) ○納税に関すること Tel 096-333-3210(代表)
	荒尾市、玉名市、山鹿市、菊池市、合 志市、阿蘇市、玉名郡、菊池郡、阿蘇 郡	県北広域本部 〒861-1331 菊池市隈府1272-10 (菊池総合庁舎内) ○課税の内容等に関すること Tel 0968-25-4124 ○納税に関すること Tel 0968-25-4272
	八代市、人吉市、水俣市、八代郡、葦 北郡、球磨郡	県南広域本部 〒866-8555 八代市西片町1660 (八代総合庁舎内) ○課税の内容等に関すること Tel 0965-33-3180 ○納税に関すること Tel 0965-33-2184
	天草市、上天草市、天草郡	天草広域本部 〒863-0013 天草市今釜新町3530 (天草総合庁舎内) ○課税の内容等に関すること Tel 0969-22-4239 ○納税に関すること Tel 0969-22-4370
自動車税(環境性能割・種別割) 軽自動車税(環境性能割)	県下全域 減免に関するご相談は各広域本部 でも受け付けます。	自動車税事務所 〒862-0901 熊本市東区東町4-14-37 ○課税の内容等に関すること Tel 096-368-4020(代表)

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方に対する

熊本県税における猶予制度

徴収の猶予

- ▶ 納税者（ご家族を含む。）が新型コロナウイルス感染症に罹患された場合のほか、新型コロナウイルス感染症に関連するなどして以下のようなケースに該当する場合は、猶予制度がありますので、管轄する広域本部収税担当課にご相談ください（徴収の猶予：地方税法第15条）。

（ケース1）災害により財産に相当な損失が生じた場合

新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

（ケース2）ご本人又はご家族が病気にかかった場合

納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合

（ケース3）事業を廃止し、又は休止した場合

納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合

（ケース4）事業に著しい損失を受けた場合

納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合

申請による換価の猶予

- ▶ 新型コロナウイルス感染症の影響により、県税を一時に納付することができない場合、申請による換価の猶予制度がありますので、管轄する広域本部収税担当課にご相談ください（申請による換価の猶予：地方税法第15条の6）。

ご相談先

お住まいの地域	相談先	電話番号	所在地
熊本市中央区、北区	県央広域本部税務部 収税第一課、第二課	(096)333-3212	〒862-8571
熊本市東区		(096)333-3213	熊本市中央区水前寺6丁目18-1
熊本市南区、宇城市、下益城郡		(096)333-3214	熊本県庁 行政棟新館 1階
熊本市西区、宇土市、上益城郡		(096)333-3215	※収税第一、第二課代表電話 (096)333-3210
菊池市、合志市（須屋のみ）	県北広域本部 総務部 収税課	(0968)25-4272	〒861-1331
荒尾市、玉名市、玉名郡、山鹿市		(0968)25-4115	菊池市隈府1272-10
合志市、菊池郡、阿蘇市、阿蘇郡		(0968)25-4116	
八代市、八代郡	県南広域本部 総務部 収税課	(0965)33-2184	〒866-8555
人吉市、水俣市、葦北郡、球磨郡		(0965)33-3236	八代市西片町1660
天草市、上天草市、天草郡	天草広域本部 総務部 税務課	(0969)22-4370	〒863-0013 天草市今釜新町3530

③市町村税に関するお問い合わせ

市町村税の課税の内容、申告、減免、納税については、お住まいの市町村にお問い合わせください。

市町村名	税務担当課	電話番号
熊本市	税制課	096-328-2174
	固定資産税課	096-328-2195
	市民税課	096-328-2181
	納税課	096-328-2204
八代市	市民税課	0965-33-4107
	資産税課	0965-33-4108
人吉市	税務課	0966-22-2111
荒尾市	税務課	0968-63-1346
水俣市	税務課	0966-61-1620
玉名市	税務課	0968-75-1114
山鹿市	税務課	0968-43-1121
菊池市	税務課	0968-25-7207
宇土市	税務課	0964-22-1111
上天草市	税務課	0964-26-5520
宇城市	税務課	0964-32-1487
阿蘇市	税務課	0967-22-3148
天草市	課税課	0969-32-6050
合志市	税務課	096-248-1114
美里町	税務課	0964-46-2112
玉東町	税務課	0968-85-3184
南関町	税務住民課	0968-57-8563
長洲町	税務課	0968-78-3123
和水町	税務住民課	0968-86-5723
大津町	税務課	096-293-3117

市町村名	税務担当課	電話番号
菊陽町	税務課	096-232-4911
南小国町	税務課	0967-42-1113
小国町	税務課	0967-46-2130
産山村	住民課	0967-25-2212
高森町	税務課	0967-62-1123
西原村	税務課	096-279-4395
南阿蘇村	税務課	0967-67-2703
御船町	税務課	096-282-1114
嘉島町	税務課	096-237-2639
益城町	税務課	096-286-3380
甲佐町	税務課	096-234-1112
山都町	税務住民課	0967-72-1128
氷川町	税務課	0965-52-5853
芦北町	税務課	0966-82-2511
津奈木町	住民課	0966-78-5544
錦町	税務課	0966-38-1114
多良木町	税務課	0966-42-1254
湯前町	税務町民課	0966-43-4111
水上村	税務住民課	0966-44-0316
相良村	税務課	0966-35-1031
五木村	住民税務課	0966-37-2213
山江村	税務課	0966-23-5692
球磨村	税務課	0966-32-1113
あさぎり町	税務課	0966-45-7212
苓北町	税務住民課	0969-35-1111

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方に対する 市町村税における猶予制度

徴収の猶予

- 新型コロナウイルス感染症に納税者（ご家族を含む。）が罹患された場合のほか、新型コロナウイルス感染症に関連するなどして以下のようなケースに該当する場合は、猶予制度がありますので、お住いの市町村にご相談ください（徴収の猶予：地方税法第15条）。

（ケース1）災害により財産に相当な損失が生じた場合

新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

（ケース2）ご本人又はご家族が病気にかかった場合

納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合

（ケース3）事業を廃止し、又は休止した場合

納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合

（ケース4）事業に著しい損失を受けた場合

納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合

申請による換価の猶予

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、地方税を一時に納付することができない場合、申請による換価の猶予制度がありますので、お住いの市町村にご相談ください（申請による換価の猶予：地方税法第15条の6）。

※本特例の実施については、関係法案が国会で成立することが前提となります。

新型コロナウイルスの影響により納税が困難な方に対する

徴収猶予の「特例制度」(案)

無担保・延滞金なし

○ 新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方は、1年間、地方税の徴収の猶予を受けることができるようになります。

○ 担保の提供は不要です。延滞金もかかりません。

(注) 猶予期間内における途中での納付や分割納付など、事業の状況に応じて計画的に納付していただくことも可能です。

対象となる方

以下①②のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者（個人法人の別、規模は問わず）が対象となります。

① 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。

② 一時に納付し、又は納入を行うことが困難であること。

(注) 「一時に納付し、又は納入を行うことが困難」かの判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請される方の置かれた状況に配慮し適切に対応します。

対象となる地方税

- ・ 令和2年2月1日から同3年1月31日までに納期限が到来する個人住民税、地方法人二税、固定資産税などほぼすべての税目（証紙徴収の方法で納めるものを除く）が対象になります。
- ・ これらのうち、既に納期限が過ぎている未納の地方税（他の猶予を受けているものを含む）についても、遡ってこの特例を利用することができます。

申請手続等

- ・ 関係法令の施行から2か月後、又は、納期限（納期限が延長された場合は延長後の期限）のいずれか遅い日までに申請が必要です。
- ・ 申請書のほか、収入や現預金の状況が分かる資料を提出していただきますが、提出が難しい場合は口頭によりおうかがいします。

新型コロナウイルス感染症疑い患者対応フロー

2020.3.16作成

【帰国者・接触者相談センターに御相談いただく目安】

次のいずれかに該当する場合

- ・風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く方
 - ・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある方
- ※ なお、以下のような方は、上記の状態が2日程度続く場合
- ・高齢者
 - ・糖尿病、心不全、呼吸器疾患の基礎疾患がある方や透析を受けている方
 - ・免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

令和2年3月16日現在。変更されることがあります

【県独自の緩和要件】

患者の濃厚接触者又はクラスターの一員であれば、
①症状の有無、②最終接触からの経過日数 を問わない

県民

保健所相談窓口
(帰国者・接触者相談センター)
での相談対応

(感染が疑われる患者の要件に
合致しない場合)

一般の医療機関

(感染が疑われる患者の要件に合致する場合)

- ・帰国者・接触者外来の受診調整

<感染が疑われる患者の要件>

【国の基準】

- 発熱又は呼吸器症状を呈する者であって、新型コロナウイルス感染症であることが確定したものと濃厚接触歴があるもの
- 37.5度以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前の14日以内に流行地域に
 - ・渡航・居住していたもの
 - ・渡航・居住していたものと濃厚接触歴があるもの
- 医師が総合的に判断した結果、新型コロナウイルス感染症を疑うもの 等

【県独自の緩和要件】

- 患者の濃厚接触者又はクラスターの一員であれば、
①症状の有無、②最終接触からの経過日数 を問わない

帰国者・接触者外来等

<疑い患者の診察>

- ・季節性インフルエンザ、その他一般的な呼吸器感染症の検査
- ・検体（咽頭ぬぐい液等）の採取

(陽性の場合)

<検査の依頼>

保健所

【積極的疫学調査】

調査の結果、患者の接触者、無症状病原体保有者の接触者も対象（いずれも症状の有無は問わない）として実施

※接触者の属する集団が抱えるリスク
(例：高齢者、基礎疾患を有する集団である場合はハイリスク) に応じて、検査対象者の範囲を決定

第二種感染症
指定医療機関

<検体搬送>

保健環境科学研究所

<検査の実施>

帰国者・接触者外来等と契約した
民間検査機関

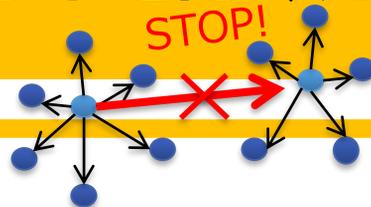
<検査結果の連絡>

健康危機管理課

<陽性の場合>

- ・公表（県・厚生労働省）

新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために



感染拡大を防ぐために

国内では、散発的に小規模に複数の患者が発生している例がみられます。この段階では、濃厚接触者を中心に感染経路を追跡調査することにより感染拡大を防ぎます。

今重要なのは、今後の国内での感染の拡大を最小限に抑えるため、

小規模な患者の集団（クラスター）が次の集団を生み出すことの防止です。

<感染経路の特徴>

※「小規模患者クラスター」とは
感染経路が追えている数人から数十人規模の患者の集団のことです。

- ◆ これまでに国内で感染が明らかになった方のうちの8割の方は、他の人に感染させていません。
- ◆ 一方、**スポーツジム、屋形船、ビュッフェスタイルの会食、雀荘、スキーのゲストハウス、密閉された仮設テント**などでは、一人の感染者が複数に感染させた事例が報告されています。

このように、集団感染の共通点は、特に、

「換気が悪く」、「人が密に集まって過ごすような空間」、「不特定多数の人が接触するおそれが高い場所」です。

国民の皆さまへのお願い

- ◇ **換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避けてください。**
- ◇ イベントを開催する方々は、風通しの悪い空間や、人が至近距離で会話する環境は、感染リスクが高いことから、その規模の大小にかかわらず、その開催の必要性について検討するとともに、開催する場合には、**風通しの悪い空間をなるべく作らない**など、イベントの実施方法を工夫してください。

これらの知見は、今後の疫学情報や研究により変わる可能性があります。現時点で最善と考えられる注意事項をまとめたものです。

厚生労働省では、クラスターが発生した自治体と連携して、クラスター発生の早期探知、専門家チームの派遣、データの収集分析と対応策の検討などを行っていくため、国内の感染症の専門家で構成される「クラスター対策班」を設置し、各地の支援に取り組んでいます。

ご家族に新型コロナウイルス感染が疑われる場合 家庭内でご注意いただきたいこと ～8つのポイント～

(一般社団法人日本環境感染学会とりまとめを一部改変) 令和2年2月29日版

部屋を分けましょう

- ◆ **個室にしましょう。** 食事や寝るときも別室としてください。
 - ・子どもがいる方、部屋数が少ない場合など、部屋を分けられない場合には、少なくとも2m以上の距離を保ったり、仕切りやカーテンなどを設置することをお勧めします。
 - ・寝るときは頭の位置を互い違いになるようにしましょう。
- ◆ **ご本人は極力部屋から出ないようにしましょう。**
トイレ、バスルームなど共有スペースの利用は最小限にしましょう。

感染者のお世話はできるだけ限られた方で。

- ◆ 心臓、肺、腎臓に持病のある方、糖尿病の方、免疫の低下した方、妊婦の方などが感染者のお世話をするのは避けてください。

マスクをつけましょう

- ◆ **使用したマスクは他の部屋に持ち出さないでください。**
- ◆ **マスクの表面には触れないようにしてください。** マスクを外す際には、ゴムやひもをつまんで外しましょう。
- ◆ **マスクを外した後は必ず石鹸で手を洗いましょう。**
(アルコール手指消毒剤でも可)

※マスクが汚れたときは、すぐに新しい清潔な乾燥マスクと交換。

※マスクがないときなどに咳やくしゃみをする際は、ティッシュ等で口と鼻を覆う。

こまめに手を洗いましょう

- ◆ **こまめに石鹸で手を洗いましょう、アルコール消毒をしましょう。** 洗っていない手で目や鼻、口などを触らないようにしてください。

換気をしましょう

- ◆ **定期的に換気してください。**共有スペースや他の部屋も窓を開け放しにするなど換気しましょう。

手で触れる共有部分を消毒しましょう

- ◆ **共用部分**（ドアの取っ手、ノブ、ベッド柵など）は、**薄めた市販の家庭用塩素系漂白剤で拭いた後、水拭き**しましょう。
 - ・物に付着したウイルスはしばらく生存します。
 - ・家庭用塩素系漂白剤は、主成分が次亜塩素酸ナトリウムであることを確認し、使用量の目安に従って薄めて使ってください（目安となる濃度は0.05%です（製品の濃度が6%の場合、水3Lに液を25mlです。））。
- ◆ **トイレや洗面所は、通常の家庭用洗剤ですすぎ、家庭用消毒剤でこまめに消毒**しましょう。
 - ・タオル、衣類、食器、箸・スプーンなどは、通常の洗濯や洗浄でかまいません。
 - ・感染者の使用したものを分けて洗う必要はありません。
- ◆ **洗浄前のものを共用しないようにしてください。**
 - ・特にタオルは、トイレ、洗面所、キッチンなどでは共用しないように注意しましょう。

汚れたリネン、衣服を洗濯しましょう

- ◆ **体液で汚れた衣服、リネンを取り扱う際は、手袋とマスクをつけ、一般的な家庭用洗剤で洗濯し完全に乾かしてください。**
 - ・糞便からウイルスが検出されることがあります。

ゴミは密閉して捨てましょう

- ◆ **鼻をかんだティッシュはすぐにビニール袋に入れ、室外に出すときは密閉して捨ててください。**その後は直ちに石鹸で手を洗いましょう。

- **ご本人は外出を避けて下さい。**
- **ご家族、同居されている方も熱を測るなど、健康観察をし、不要不急の外出は避け、特に咳や発熱などの症状があるときには、職場などに行かないでください。**

“ 正しく恐れて、感染を防ぐ”

熊本県ホームページ

「新型コロナウイルス感染症」

サイト (Q&A など) をご参照ください。

